相続登記における必要書類 一覧

司法書士法人島崎事務所 TelO48-251-3310

被相続人(亡くなった方)に関する書類	
(出生から死亡に至るまでの証明書・戸籍として)	
□ 戸籍謄本	
□除籍謄本	
□ 改製原戸籍(分家・家督相続前の戸主の戸籍謄本)(明治・大正・昭和初期生まれの被相	
続人であるとき)(役所がコンピュータ化しているとき)	
*戸籍謄本等は、各市町村で保管されており、遠方の場合は郵送でのお取り寄せとなります	<u>す。</u>
小為替で代金を郵送するのが通常ですが、手続がご面倒でしたら当方にお申し付け下さ	<u>()</u>
<u>ませ。</u>	
□ 除かれた住民票(本籍地・続柄等の記載のあるもの)	
□ 戸籍の附票(登記簿上の住所と死亡時の住所が除票でつながらない場合)	
□ 物件の評価証明書(物件所在地の役所の固定資産税課もしくは支所で取得できます。)	
□物件の権利証	
相続人(相続資格のある方全員)	
□ 戸籍謄本	
□ 住民票(本籍地・続柄等の記載のあるもの)	
□ 印鑑証明書	
□ 遺産分割協議書(実印を押印して頂きます。)…当方でも作成致しますが、お客様でご用	
意されたものがございましたら、そちらで結構です。※遺言書があれば、そちらでも構い	
<u>ません。</u>	
□ 身分証明書コピー	

※上記は、一般的に必要とされる書類です。ケースに応じて別途書類が必要なこともございますので、何卒ご了承下さい。